## 平成26年12月14日執行

## 衆議院小選挙区選出議 員選挙選挙公報

福島県選挙管理委員会

## 力合わせり政治を変えましょう 暴走ストップ!

●大企業の内部留保を活用し、

(個人名は無効)

「日本共産党のホームページを ごらんください。アドレスは

**企業・団体献金の禁止。政党助成金の廃止を** 政治とカネ」― 清潔な力で疑惑を追及

しましょう。 ―― 総選挙でハッキリ審判をくだ護法を撤廃せよ。―― 総選挙でハッキリ審判をくだ決定」を撤回せよ。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保決定」を撤回せよ。国民の目、耳、口をふさぐ秘密保護、海外の戦争に若者を送るな、集団的自衛権の「閣議 憲法9条生かした平和外交を

復興します

地産地消と食の安全を促進し、 補償制度を法制化します。

農林水産業を

美味しく安全な食を守るため農業者戸別所得

どを進めます。

「戦争する国」づくり許さない

過剰米の政府買い上げを

③TPP撤退、農業と中小企業の振興を②社会保障 ―― 切り捨てから充実へ①人間らしく働ける雇用のルールを

財政再建は可能です。消費税に頼らなくても、

「格差拡大」の暴走ストップ くらし第一で経済をたてなおす

政策への切り替えを提案します。化だけ。日本共産党は、くらし第一で経済を立て直すアベノミクスがもたらしたのは、格差拡大と景気悪

地域の声に耳を傾け、ふるさと再生

性ある運用をめざします。

判をくだしましょう。況」です。増税を決めた自民・公明・民主にきびしい審分の景気悪化は、8%への増税強行による「増税不 ●富裕層と大企業に応分の負担を求める 「消費税に頼らない別の道」を 「先送り」でなくキッパリ中止 健康守る医療制度創設再稼働反対、全面賠償 社会保障充実と 国民の所

安心できる国づく

• 労働法制の改悪を阻止し、 年金制度の改革を進めます。 地域の医療・介護体制を拡充します。

・子育てのしやすい社会をめざします。 会を実現するため、障害者差別解消法の実効障がいのある人もない人も共に生きる共生社 雇用の安定を確保

産業・雇用の基盤である中小企業の支援を充実

一人ひとりを尊重し

共に生きる社会をつくる

します。

福島・伊達・相馬を創る ●一日も早い復興に向け、生活再建と 風評被害対策に全力で取組みます

あらゆる産業の集積地を目指します。

農商工連携を進め、地方の自立に つながる政策を推進します



目民党公認 [1]

実現、除染の促進、県内原発全基廃炉、

「原発ゼロの日本」へ 再稼働ストップ

です。 因究明も収束もできていません。原発「再稼働」など論 今も12万人をこえる県民が避難しています。事故の「

日本社会は立派にやっていけることが証明されています。「稼働原発ゼロ」はすでに1年2ヶ月間。原発なしでも

オール福島」の声を国政へ

まいります。

実感していただける、

共に生きる社会の実現のために頑張って

安心や幸福を

全ての人に居場所と出番を!人を中心として、

ません。

は社会保障と福祉・雇用を最優先する政治を進めなければなりある人々が安心して暮らせる国をつくることです。そのために私 金子恵美の政治の目標は高齢者や障がい者など弱い立場に

私 金子恵美の政治の目標は高齢者や障が

生を更に前進させることです。

【プロフィール】 1942年、宮城県生まれ。福島大学学芸学部卒。37年にわたり

中学校教員を務める。新日本婦人の会福島支部長などを歴

を動かすためにがんばります。 と動かすためにがんばります。 安倍政権と正面から対決し、あらゆる問安倍政権と正面から対決し、あらゆる問すが、 1 対決・対策・共同」―― 日本共産党は、

私の決意

私 金子恵美は復興大臣政務官として被災地の現場を歩き、

う覚悟をいたしました。今何より必要なことは福島の復興と再けたいと思い、皆さんと力を合わせ、この衆議院議員選挙を戦 けたいと思い、皆さんと力を合わせ、この衆議院議員選挙を戦興に携わった者として、もう一度国政において被災地の声を届

渡部やす子

日本共産党

民主党公認

恵 美

### かねこ恵美 プロフィール

#### 略歴 ○昭和40年 伊達市(旧伊達郡保原町)生まれ

- ○法政大卒
- ○カリフォルニア州立大学大学院
- 修士課程修了(社会福祉修了)
- ○平成9年~福島介護福祉専門学校講師 経て、平成19年参議院議員に初当選

- 福島県婦人保護推進会 副会長

## まごころサービス福島センター理事

- 伊達市国際交流協会 顧問
- 福島介護福祉専門学校兼任講師

●早稲 ●元農

前内

現自

プロ

业

世界に誇れる日本福島の人を笑顔に

にするた

ため

めに

# 人から人へ

子ども・被災者支援法に基づき、健康調査の強

復興に向けた施策をより強力に進めます。

「集中復興期間」(5年間)を延長し、

被災地の

化、母子・父子避難者への支援、

帰還支援な

#### すべての世代が輝く 社会の実現

- ●福島県内の子ども達の健康を将来的に 保障し、明るい夢を描ける社会にします。
- ●出産・子育て経験を活かせる 女性の雇用を創出します。 ●高齢者の社会福祉の充実と共に、
- 自助・共助・公助のもと、 世代を超えた人材活用を目指します 申中小企業活性化の為、 社会資本整備の継続的な

実施を行います。

実行

#

## 福島から世界〉

#### 将来にわたり 安全・安心な暮らしの実現

- ●福島県内の原発全機廃炉を進め、 その技術を世界へ発信します。
- ●放射線安全対策の研究において
- 世界一を目指します。 ●異常気象にも備えた、真に必要な
  - 防災対策の充実を図ります。 ●福島の素晴らしい農産品を 世界へ輸出促進します

### 再生から創生へ 日心

「厚く、豊かな中間層」を復活さアベノミクスからの転換。

間層」を復活させる

・行き過ぎた円安に対策を打ちます。

子育て支援、

雇用の安定、

老後の安心。

8

「人への投資」で可処分所得を増やします。

## 豊かで元気な

- ●『産業クラスター』の形成をはかり、
- ●農林水産業の6次産業化と

経験

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度又は不在者投票制度を利用しましょう。



衆議院議員総選挙1 2月14日(日)投票日

※避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

# 衆議院議員総選挙·最高裁判所裁判官国民審查 投票日12月14日(日)

投票日に投票できない方は、

期日前投票制度 又は 不在者投票制度 を利用しましょう!! 避難されている方は、避難先の市区町村で不在者投票ができます。

■期 間/衆議院議員総選挙 12月3日(水)~12月13日(土)

国 民 審 查 1 2 月 7 日 (日) ~ 1 2 月 1 3 日 (土)

衆議院議員総選挙と国民審査の期日前投票・不在者投票開始時期が異なるため、12月7日(日) 以降でないと、両方の投票を一度に行えませんので注意してください。

■時間/8:30~20:00(※一部、異なる場合があります)

期日前投票所によっては、**投票できる期間や投票時間が異なる場合があります**ので、各市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。福島県選挙管理委員会のホームページに県内市町村の期日前投票所及び投票時間を掲載しております。

■場 所/期日前投票:各市町村選挙管理委員会が定める場所

不在者投票:滞在地(避難先)の市区町村選挙管理委員会

■手続き/期日前投票:期日前投票所に行って、直接投票箱に投票します

(ただし、宣誓書の記載が必要となります)

不在者投票:以下の手続きにより投票してください

## 1 投票用紙等を請求する

「不在者投票請求書・宣誓書」 に必要事項を記入し、住民票のあ る市町村の選挙管理委員会へ郵送 してください(メールやFAXで の請求はできません)。

※様式は、県選挙管理委員会ホーム ページからもダウンロードできます。

## 2 投票用紙等を受け取る

住民票のある市町村の選挙管理 委員会から、郵送されてきた封筒 (投票用紙、投票用封筒(内封筒 と外封筒)、不在者投票証明書) を受け取ってください。

【注意】不在者投票証明書の開封 や投票用紙への事前記入は絶対 にしないでください。 投票ができ なくなります。

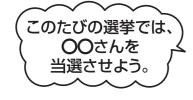
# 3 滞在地 (避難先) の 市区町村で投票する

受け取った封筒を持参して滞在 地(避難先)の市区町村選挙管理 委員会で投票してください。

滞在地の市区町村から住民票の ある市町村に投票済の投票用紙を 送る必要があるため、余裕を持っ て早めの投票をお願いします。

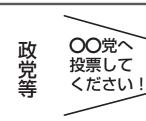
## インターネットを使った選挙運動の概要 ~ 出典:総務省 ~

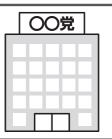
有権者











#### 電子メール

△△花子〈△△△@△△.ne.jp〉

このたびの選挙では 是非〇〇さんを 当選させましょう。

有権者が、電子メールで選挙運動を行うことは禁止。



#### ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等



△△ 花子 〈△△△@△△.ne.jp〉 このたびの選挙では 是非○○さんを 当選させましょう。



OO 太郎 〈OOO@OO.ne.jp〉 私は、このたびの選挙に 出馬しました○○ 太郎です。

清き一票を、お願いします。

#### ※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。
・電子メール (SMTP方式及び電話番号方式) 以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」 に含まれます。

#### 電子メール

○○太郎〈○○○@○○.ne.jp〉

私は、このたびの選挙に 出馬しました〇〇太郎です。

~~~~

清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス 等の表示義務

※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者









期日前・不在者投票及びインターネット選挙運動の詳細については、県選挙管理委員会又は最寄りの各市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。